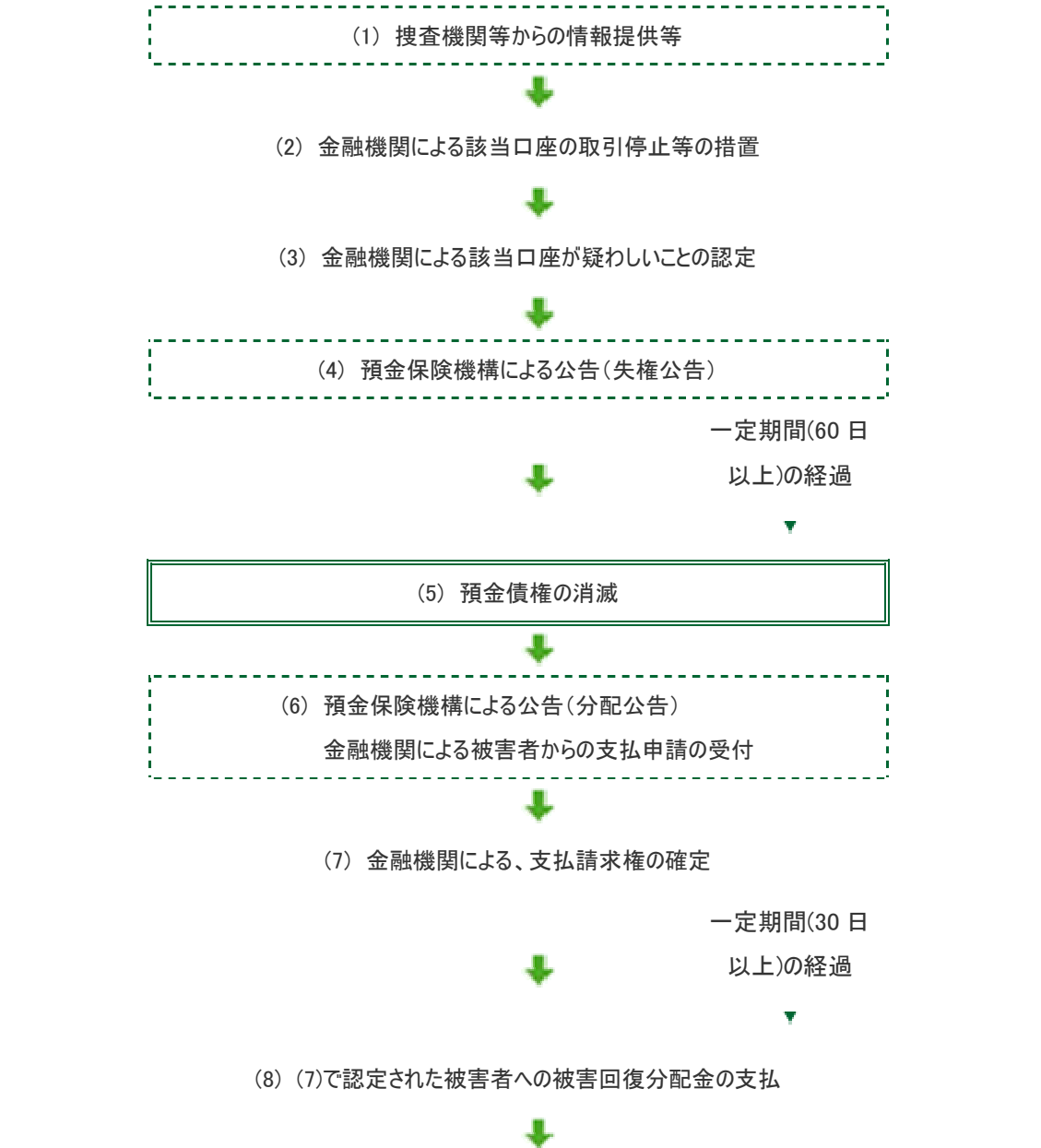


振り込め詐欺救済法に関する金融機関の対応の概要

金融機関における対応の大まかな流れ



被害を受けた方等への対応は、原則として犯罪利用された口座が存在する金融機関(被仕向金融機関)において行われます。

(1) 捜査機関等からの情報提供等

- (i) 捜査機関等(警察、弁護士会、金融庁および消費生活センターなど公的機関、ならびに弁護士および認

定司法書士)から金融機関へ情報の提供があった場合、直ちに該当口座の取引停止等の措置を実施します。

- (ii) 被害を受けた方等からのお申出があった場合は、振込みの事実や被害について確認させていただくとともに、該当口座の取引状況、口座名義人との連絡状況等から、振込み先の金融機関において犯罪に利用されている口座かどうかを判断し、必要な場合は取引停止等の措置を実施します。

(4) 預金保険機構による公告

(1)の取引停止措置を行った口座について、犯罪に利用された口座であると疑うに足りる相当な理由があると認められるときは、預金保険機構に対し該当口座の預金債権を失権させるための公告を依頼します。

ただし、当該預金口座について、訴えが提起されている場合又は強制執行が行われている場合や、口座名義人について民事再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、破産手続開始決定等があった場合には、公告を求めず、他の手続きによります。

公告期間中にも、被害回復分配金支払の申請があった場合には申請書を受理します。

※ ただし、申請者には以下のことをご確認ください必要があります。

- a. 訴えの提起や強制執行等が行われた場合、または当該口座が犯罪利用預金口座ではないことが明らかになった場合には、分配公告は行われえないこと
- b. 上記 a.の場合には、受理した申請書は無効となること
- c. 分配公告が行われる場合、分配公告の期間中に改めて申請書を受理する必要はないこと

(5) 預金債権の消滅

- (i) (4)の公告が行われた日の翌日から起算して一定期間経過後(原則として 60 日目の翌営業日)までに、該当口座の名義人その他の債権者から権利行使の届出がない場合には、預金債権は消滅します。
- (ii) 預金債権に対する権利行使の届出があった場合には、預金債権の消滅手続は終了しますので、その旨を被害を申出た方に通知します。なお、この場合、情報開示の要望があった場合には、適宜対応いたします。

(6) 預金保険機構への分配公告の依頼

- (i) (5)により消滅した預金債権について、預金保険機構に対し分配を行う旨の公告を依頼します。

※ なお、預金債権の額が 1,000 円未満である場合は、その全額を預金保険機構に納付し、分配は行われません。

(7) 預金保険機構による分配公告

- (i) 公告が行われた日の翌日から起算して一定期間経過後(原則として 30 日目の翌営業日)までの期間、被害回復分配金支払の申請書を受理します。

受理に当たっては、申出人の本人確認や、振込の事実の確認資料等(振込め詐欺の請求書や請求メー

ルのコピーなど、対象被害者であることの基礎となる事実を疎明するに足りる資料)の提出を求めます。
なお、郵送による場合は、受理の日は消印の日付とされます。

(8) 被害回復分配金の支払

- (i) 金融機関は、提出された確認資料や口座の取引履歴等から、犯罪被害額および支払該当者を決定し、「決定書」および「決定表」を作成します。申出人全員(支払該当者以外も含む)に対し「決定書」を送付し、本店等に「決定表」を備え置いて閲覧に供します。
 - (ii) 決定後、速やかに被害回復分配金を支払います。(被害額の合計額が消滅した債権の額よりも大きいときは、被害額に応じて按分して支払います。)
- ※ なお、支払の申請がなかった場合や、支払該当者決定を受けたすべての者に対して被害回復分配金を支払った後に残金があった場合、または該当口座残高が 1,000 円に満たない場合には、当該残高を預金保険機構へ納付します。